

第4章. 繊維及び繊維製品章

1. 繊維及び繊維製品章の概要

TPP 域内における繊維又は繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等を規定する。具体的には、原産地規則及び関連事項、緊急措置、協力、原産品であることの確認等について規定する。

2. 主要条文の概要

○原産地規則及び関連事項（第4. 2条）

本章に定めがある場合を除き、原産地規則及び原産地手続章が繊維又は繊維製品に適用されること、「供給不足の物品の一覧表」に規定された材料について、当該一覧表に規定される最終用途の要件を満たす場合には、当該材料が原産品であると認められること、特定の手工芸又は民芸品に係る関税上の特恵待遇等を規定。

○緊急措置（第4. 3条）

輸入締約国は、本協定に基づく関税の引下げ又は撤廃の結果として、一又は二以上の輸出締約国から本協定の関税上の特恵待遇を受ける繊維又は繊維製品が増加した数量（絶対量であるか又は国内市場に比較しての相対量であるかを問わない。）で当該締約国に輸入されている場合において、当該増加した数量が同種の又は直接に競合する產品を生産する国内産業に重大な損害又はその現実のおそれを引き起こしているときは、本条の規定に従うことを条件として、自国の国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び範囲において、緊急措置をとることができること、いかなる緊急措置も経過期間を超えてとられ、又は維持されてはならないこと等を規定。

○協力（第4. 4条）

各締約国は、自国の法令に従い、締約国間の繊維又は繊維製品の貿易についての関税法令違反に関し、他の締約国がそれぞれの措置を執行し、又はその執行を支援するために協力すること等を規定。

○監視（第4. 5条）

各締約国は、繊維又は繊維製品の関税法令違反を特定し、これに対処するための計画若しくは慣行を制定し、又は維持すること等を規定。また一部の締約国は、

当該締約国間で適用される二国間協定を有することを規定。

○確認（第4. 6条）

輸入締約国は、繊維又は繊維製品について、当該產品が関税上の特惠待遇を受ける產品であるか否かを確認するため、原産地規則及び原産地手続章の規定及び関連する手續に従って確認を行うことができるとともに、本条において規定する現地訪問の要請を通じて確認を行うことができる旨を規定。また、輸入締約国は、関税法令違反が発生しているか又は発生したかを確認するため、繊維又は繊維製品の輸出者又は生産者への現地訪問を要請できる旨を規定するほか、現地訪問実施に係る輸入締約国と訪問受入国との間における各種手續等を規定。

○決定（第4. 7条）

輸入締約国は、原産地規則及び原産地手続章に規定する理由による場合、本章に基づく確認の規定に従い、繊維又は繊維製品が原產品であると決定するための十分な情報を得られなかった場合、又は、現地訪問の立入り等が拒否された場合、提示した日の現地訪問の終了が妨げられ、かつ、輸出者又は生産者が代替の訪問日を提示しない等の場合には、関税上の特惠待遇の要求を否認することができる旨を規定。

○情報の秘密性（第4. 9条）

情報を提供する締約国が当該情報を秘密のものと指定した場合には、情報を受領した締約国は当該情報を秘密のものとして取り扱うこと、情報を提供する締約国は、当該情報を受領した締約国に対し、特定の目的のためにのみ使用すること等につき書面による保証を要請することができること等を規定。

○附属書

繊維及び繊維製品の品目別原産地規則（P S R）を定める。概要は別添参照。
本附属書の付録として「供給不足の物品の一覧表」（ショートサプライリスト）を掲載。P S Rに基づき產品が原產品であるかどうかを決定する上で、この付録に掲げる材料については、この付録に定める全ての要件（最終用途に関する要件を含む。）を満たす場合には、原産材料となる。この付録において、一時的な品目とされるものについては、協定発効の5年後に削除される。

なお、この付録は、2007年1月1日に改正された統一システム（H S 2007）に基づき作成されている。